

「6ヶ月前ルール」「機器交換」に係る当社の考えについて

参考資料5-2

<6ヶ月前ルールについて>

- 接続事業者様が当社局舎に設置したコロケーション設備を撤去する場合、その撤去の申し出から設備の撤去等を経て、当該リソースを他の接続事業者様のコロケーション利用へ転用するために要する平均的な対応期間を考慮し、撤去の申し出から6ヶ月間の利用料のご負担をいただくこととしております。
- 「接続料の算定に関する研究会（第4回）」において、一部の事業者様より、本ルールの見直しのご要望をいただいたことを踏まえ、他の接続事業者様のご意見も伺いながら、必要な費用負担方法等の見直しについて検討していく考えです。

<機器故障等に伴う機器交換の手続の迅速化>

- 機器故障による取替え時において、入替前の機器と異なる機器を新たに設置する場合は、新たに設置する機器の必要リソース（必要となる電力量が現在より小さいか）等を確認し、リソースが不要となった場合には空きとして管理を行うといった観点から、相互接続点調査を行うこととしております。
- 「接続料の算定に関する研究会（第4回）」において、一部の事業者様より「必要となる電力量が現在より小さくなっている場合などはNTT局舎設備に与える影響がないことから、即時交換ができるように手続きの柔軟化をしてほしい」旨のご要望をいただいたことを踏まえ、機器故障等に伴う機器交換の手続の迅速化について検討していく考えです。